

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 独自利用事務の対象者	小児等
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成28年3月25日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	40
10. 保護評価書の名称	小児医療費助成事務(平成30年5月～)基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/res/projects/default_project/page/001/004/425/202203/kiso_shoni.pdf">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/res/projects/default_project/page/001/004/425/202203/kiso_shoni.pdf</a>
12. 委任関係	▼

執行機関名 相模原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(小児医療費助成事務)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項 相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの(小児医療費助成事務)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	相模原市医療費助成条例(昭和49年3月29日条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、(市民の健康の保持及び生活の安定を図る)ため、医療費の一部を助成し、もつて(福祉の増進)に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		相模原市医療費助成条例(昭和49年3月29日条例第13号) 相模原市医療費助成条例施行規則(昭和49年3月30日規則第17号)